

変更調剤が可能な範囲

1) 成分名が同一の医薬品の銘柄の変更

例：ジャヌビア錠→グラクティブ錠

2) 剤形の変更（ただし、類似する剤形の範囲内に限る）

例：通常錠からOD錠への変更

類似する剤形の範囲：

平成22年3月5日保医発0305第12号「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」に準じ、下記（ア）、（イ）あるいは（ウ）の範囲内とする

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

3) 規格の変更（ただし、1回の薬用量が同一となる場合に限る）

例：2.5mg錠 2錠から5mg錠 1錠への変更

4) 湿布薬や軟膏・クリーム剤等における規格変更（ただし、合計量が同一となる場合に限る）

例：アンテベート軟膏0.05% 5g 2本

→アンテベート軟膏0.05% 10g 1本

5) 患者等の希望に基づく消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤とテープ剤の変更（ただし、成分が同一であり、処方箋当たりの総枚数が同一となる場合に限る）

6) 服薬状況等の理由により半錠化、粉碎、混合して調剤すること、あるいはその逆の変更

例1：ドパストン錠 2.5錠 分3 （朝1 昼1 夕0.5）粉碎調剤

→ドパストン錠 2.5錠 分3 （朝1 昼1 夕0.5）粉碎せず

例2：ロゼレム錠 0.5錠 分1 粉碎調剤

→ロゼレム錠0.5錠 分1 半錠分割調剤

7) 患者等の希望やアドヒアランスが改善されると判断される場合に一包化調剤すること

（ただし、処方箋に「一包化不可」とある場合は除く）

保険薬局において調剤技術料を算定する場合には初回のみ疑義照会を行う